

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県生涯学習審議会条例		
条 例 番 号	平成 4 年神奈川県条例第 9 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局生涯学習文化財課		
条 例 の 概 要	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 10 条第 1 項に基づき、県教育委員会に設置する神奈川県生涯学習審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	生涯学習の推進に関して調査審議するための審議会である神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）は、現在においても設置する必要がある。この条例は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 10 条第 4 項の規定に基づき、審議会について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議しており、本県の生涯学習施策を効果的に推進する上で、有効に機能している。	・開催状況 20 年度（9 月、3 月） ・「これからの超高齢者における生涯学習支援について考える～「団塊の世代」の地域デビューをモデルとして～」を平成 20 年 6 月教育長に報告
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	審議会の委員は、生涯学習に識見のある学識経験者、社会教育関係団体の代表者等 20 人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。 また、専門部会を 1 つ設け、効率的な運営を行っている。	H21. 4. 1 現在委員数 20 人 内訳（教育機関 3 名/社会教育関係団体 4 名/市町村、女性問題、人文科学系、産業界、労働界各 1 名/学識経験者 4 名/公募 2 名/県議会議員 2 名）
	基本方針適合性 〔 県政の基本的 な方針に適合 しているか。〕	審議会を原則公開するとともに、県民公募委員を登用（2 人）しており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)